

陳 情 文 書 表

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	陳情第100号（6. 11. 11） 2024年度の障害福祉サービス等の報酬改定の撤回と再改定を要請する 意見書提出を求める陳情
陳 情 の 要 旨	下記の項目について、国に対し意見書を提出すること。 1. 今回の報酬改定に伴う影響調査を実施し、その上で、改定の即時 撤回と再改定を行うこと。 2. 障害者の生活と権利の向上とともに、職員の処遇・待遇の向上を 保障する水準への引上げ、そのための基本報酬の大幅な改善を行 うこと。 3. 生活介護等への時間制の導入、就労A型の生産性重視やB型の工 賃評価など成果主義に基づく加減算、収支差率を基準にする仕組 みはやめること。
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市中央区 兵庫県福祉4団体 平野 良徳
送 付 委 員 会	福祉環境委員会

2024年//月//日

神戸市 議会議長

様

2024年度の障害福祉サービス等の報酬改定の撤回と
再改定に関する意見書の提出を求める陳情書

陳情団体 兵庫県福祉4団体

代表者名 平野 良徳

団体住所 神戸市中央区

TEL

FAX

【陳情趣旨】

3年に1度の障害福祉サービス等の報酬改定が実施されました。多くの事業所においては、大幅な収入減による事業廃止、または事業縮小が懸念されています。私たち障害者・家族にとって障害福祉サービスの安定した事業継続はもちろん、そこで働く職員の確保、そのための処遇・待遇の向上は決定的に重要な課題になっています。

厚生労働省は、今回の報酬改定の基本的な方向として「人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題」としているにもかかわらず、実際の改定では、①基本報酬の減額、②成果主義のさらなる徹底強化、③時間単価の導入など、各事業が存続の危機に陥りかねない報酬改定としました。今でも脆弱な障害福祉現場をこれ以上後退させることは、現場の職員の労働条件を悪化させることはもちろん、支援を受けている障害者の処遇、人権保障にも直結する問題でもあるだけに、絶対に納得できるものではありません。

障害のある人が尊厳を持って生きられるには障害福祉事業所の安定した事業運営、そこで働く福祉人材の確保及び処遇改善が肝要です。

つきましては、下記の項目について、国に対し意見書を提出することを求め、陳情します。

陳情事項

記

1. 今回の報酬改定に伴う影響調査を実施し、その上で、改定の即時撤回と再改定を行うこと。
2. 障害者の生活と権利の向上とともに、職員の処遇・待遇の向上を保障する水準への引き上げ、そのための基本報酬の大幅な改善を行うこと。
3. 生活介護等への時間制の導入、就労A型の生産性重視やB型の工賃評価など成果主義に基づく加減算、収支差率を基準にする仕組みはやめること。